

決裁年月日 -7.1.-7	決裁区分	市長・ <u>副市長</u> ・部長・次長・課長		
	保存区分	永 10 <u>5</u> 3 1		
	フォルダー名	広告掲載審査会・可否決定通知		
情報公開	公開・非公開の区分	非公開		
	非公開（一部非公開を含む。）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条第2号該当）		
	公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日		
文書発送	方法	<u>郵便</u> ・使送・持参		
	表示	<u>普通</u> ・書留・速達・親展		
	発送先	流通経済大学 外13者		
起案年月日		課名等		起案者職氏名
令和6年12月26日		秘書広聴課 広報・プロモーションG		主査 関口 裕城(内線370)
(委員長) 副市長  主査・係長 (副委員長) 部 長  グループ員 次 長  課 長  課長補佐   総務部長  都市整備部長  福祉部長  教育部長  健康スポーツ部長  市民経済部長  文書取扱主任				
同 TOKIWAスタジアム（たつのこスタジアム）グラウンドフェンスに広告を掲載 する事業所等の決定並びに広告掲載可否決定通知書について				
みだしのことについて、別添資料のとおり、広告の掲載を決定し、事業所（申込者） に広告掲載の可否決定を通知してよろしいか。				
なお、今後、広告掲載時までには生ずる軽微な変更については、秘書広聴課長専決とし てよろしいか。				
* 広告掲載について、龍ヶ崎市広告掲載審査会に諮り、掲載の可否を決定するところ ですが、龍ヶ崎市広告掲載事業実施要綱第11条（持回り審査）の規定を適用させ、持回 りによる審査で、審査会の審査に代えることとする。				